注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年

その他の有形固定資産　４～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と前期末退職手当所要額の差額を計上しております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑵　時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。

６．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

７．支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

旧日本郵政公社から承継した貸付金については、法令等に基づく契約により、貸付金に係る業務委託先である株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　現金及び預金	577,162,117	577,162,117	0
②　貸付金	8,053,780,112,399	8,840,145,499,423	786,365,387,024
③　長期借入金	(8,053,780,112,399)	(8,840,145,499,423)	(786,365,387,024)

(注)　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

①　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②　貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

③　長期借入金

株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

（注２）　預託金（貸借対照表計上額53,792百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

２．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、報酬又は給与及び勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	5,666,914円
退職給付費用	1,266,887円
期末における退職給付引当金	6,933,801円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	1,266,887円